

生駒市規則第10号

生駒市立老人憩の家運営審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年5月2日

生駒市長 山下 真

生駒市立老人憩の家運営審議会規則の一部を改正する規則

生駒市立老人憩の家運営審議会規則（昭和46年9月生駒市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条第2項」を「第15条第2項」に改める。

第2条中「第11条第1項」を「第15条第1項」に改める。

第3条を次のように改める。

（組織）

第3条 審議会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 生駒市自治連合会に所属する自治会の役員
- (2) 生駒市老人クラブ連合会に所属する老人クラブの役員
- (3) その他市長が必要と認める者

第5条を次のように改める。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年5月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の生駒市立老人憩の家運営審議会規則第3条に規定する会長、副会長及び委員（以下これらを「旧委員」という。）である者（同条第3項第1号に掲げる者を除く。）は、改正後の生駒市立老人憩の家運営審議会規則（以下「新規則」という。）第3条に規定する委員に委嘱されたものとみなす。
- 3 前項の規定により委嘱されたものとみなされた委員の任期は、新規則第4条本文の規定にかかわらず、旧委員としての任期とする。